

甲佐町障がい者活躍推進計画

機関名	甲佐町（町長部局）
任命権者	甲佐町長
計画期間	令和5年8月1日～令和10年3月31日（4年8ヶ月間）
甲佐町における障がい者雇用に関する課題	法定雇用率を下回ることのないよう、採用活動を行うとともに、採用・定着状況ともに障がいのある職員の円滑な業務遂行や活躍を推進するため、さらなる体制整備や各種取り組みが必要である。
目標	
1 採用に関する目標	各年度の6月1日時点における法定雇用率を達成すること。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 働きやすい環境づくりを行う。 （評価方法）人事異動等の記録を元に、定着状況の把握を行う。
3 満足度、ワークエンゲージメントに関する目標	前年度を上回る。 （評価方法）毎年4月時点で在籍している障がいのある職員（新規採用職員を除く）に対して、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理を行う。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。（町長部局） ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がいのある職員の相談窓口を設定し、周知する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障がいのある職員や今後採用される障がいのある職員の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討する。 ○従来の業務遂行が困難となった障がいのある職員から相談があった場合は、労働局や所属課に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
4 その他	○各関係法律等に基づき、障がいのある職員の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援・配慮に努める。